

令和6年度 新潟県森林審議会 議事録

令和6年12月16日（月）開催

【午後 1 時 30 分開始】

- 1 開会：事務局
- 2 あいさつ：農林水産部長
- 3 会議の成立報告：事務局
 - ・委員定数 15 名のうち 11 名が出席し、新潟県森林審議会運営規則第 4 条の規定による「委員の半数以上の出席」があり会議が成立する旨を報告
- 4 議事録署名委員の指名：議長
 - ・新潟県森林審議会運営規則第 6 条により、委員 2 名を議事録署名委員に指名
- 5 議事
 - (1) 諮問事項
 - ・下越森林計画区の地域森林計画（案）について
 - ・中越、上越及び佐渡森林計画区の地域森林変更計画（案）について

議長	<p>本日の審議会の進め方ですが、諮問事項、報告事項の順に議事を進めます。それでは議事の（1）諮問事項に入ります。</p> <p>皆様のお手元に配布の、知事からの諮問文の写しにありますように、地域森林計画（案）について、知事から意見を求められておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>諮問事項である、「下越森林計画区の地域森林計画（案）及び、中越、上越、佐渡森林計画区の地域森林計画変更計画（案）」につきましてご説明いたします。</p> <p>（資料 No. 3 により説明）</p> <p>ただいまご説明いたしました地域森林計画（案）につきまして、11 月 1 日から 11 月 25 日までの間、公告縦覧を行いましたところ、県民からの意見はありませんでした。</p> <p>また、委員の皆さまから事前にいただいた意見につきましてご説明いたします。</p> <p>（資料 No. 4 により説明）</p> <p>以上になります。</p>
議長	<p>それでは先ほどの説明していただいた、資料 No. 3 と、そのの</p>

委員	<p>ベースになっている資料 No. 2 の地域森林計画書、この内容に沿って、ご意見ご質問お願いしたいと思います。</p> <p>最初に森林画制度のところはいかがでしょうか。特に、森林計画、これは県のですね。県の総合計画というのがあるってこれと整合を図っていくという説明がこの様なイメージですと解説していただきました。このあたりいかがでしょうか。はい。どうぞ。</p> <p>全国の森林計画を基にして各地域で森林計画を立てていくということですが、全国の森林計画は令和6年まで、前の計画の15年分を令和6年までの事業計画として、その都度地域ごとのローリングをしながら進めていくという。令和6年で、1回ひと区切りというものになるんですか。それとも、何年か後にまた15年、また15年というような形でずっと計画を進めていくんですかね。</p> <p>そこで今回は令和6年までの平成で言うと21年から平成で考える36年というまでの15年で1つの最初の基本計画だったと思うんですけど。今年が終わりの年になって、新しい基本計画になっていくんじゃないかなと思うんですが。それは、ローリングで続いていくんでしょうか。</p> <p>それと、もう一つは、これは一番最後に言おうと思っていたんですけど、今の国の方向、基本計画として今、全国の森林基本計画は立て直された、今年。新しい花粉対策とか、いろんなことを踏まえて、全国の森林基本計画というのは、計画が新しい森林計画は変わろうとしているんじゃないかと思うんですけど。それを受けて今回の各地域の計画の見直しになっているということでしょうか。その辺はどういうふうになっているんでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。今、スライドを出させていただいたんですが、これは、昨年度の審議会の資料になります。昨年度、全国森林計画が新たな15年間を始める策定の時期でした。</p> <p>令和6年から、今はもう新しくなっています。昨年、色々変わりました、それを受けて県の地域森林計画も色々変わりました、もう令和6年4月1日から次の新たな計画が始まっているということになります。なので、今回の変更も後半あまり変わっていませんとご説明させていただいたのは、それは昨年いっぱい変わりました。</p>

委員	<p>したという裏返しで、今年度は始まっているタイミングとなっております。</p> <p>ごめんなさい、1年違うんですね。前の年に新しい森林基本計画になっている。その段階で、花粉対策による植替え奨励の2割なりの数字というのは、反映された計画に今年からの15年間というのは、既にそういう計画になっていましたかね。私まだ反映できていなかったと思うんですが、この計画からその分を入れた主伐なり間伐なりの進め方について面積が大きく変わりますよね。それも入っているんですか。</p>
事務局	<p>はい、それも昨年度の国の策定というか大きな変更、新たな樹立なんですけども、タイミングと合わせて県も昨年度変えているので、今もう既に入っている、国の大きな変更は反映されているという状態になります。今年度、軽微な部分だけを変更しているという形になるので、大きな変更は昨年度実施したという内容になります。</p>
委員	<p>すみません、私の認識が間違っていて。まだ昨年度の方でこの花粉対策分が反映された計画になっていないような気がしていました。失礼しました。</p> <p>そうすると、今度はそうした方向に向けて大きく変更になっていく。これまでの2年毎なり、各地域で5年毎なり導入していた数字が、今回の数字というのが主伐と間伐の面積が逆転していたり、いわゆる数字が大きく変わっているのは、そこから変わってきているということで受け止めればよいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、変わっているということになります。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。はい。森林計画の前半の考え方に関するところはよろしいでしょうか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>すみません、ちょっと細かいことなんですけど、一番下に「森林所有者等」というふうに地域森林計画の一番下にあるんですが、私自身は違うんですが素朴な疑問で。よく周囲に親とか離れた所に居て、山を持っているんだけど相続してそれをどうしたら</p>

<p>治山課長</p>	<p>いいか分からないとか、売りたいくても売れないなんて話をちょこちょこって聞くことがあるんですね。そういう場合の森林とか山っていうのはここに入っているんでしょうか。</p> <p>そういう方々っていうのは、この森林経営計画の中に組み込まれているんでしょうか。</p> <p>私の方からお答えさせていただきます。森林所有者はあくまでも本当に森林を現に所有されている方ですので、その土地に住んでいる、いてもいなくても、その土地を持っている方が森林所有者という形になります。そういった方についても森林経営計画に参加されている方もいらっしゃいます。自ら本当に一生懸命、森林の整備をやりたいっていう方は自分で作るっていうこともできるんですが、多くは市町村さんとか森林組合さんから、あなたの林ここにあるんで他の方と一緒にやりませんかみたいな、そういったご提案とかいただいた上で、森林所有者の方がじゃあうちもやりましょっていう様な形で参加いただいている。不在地主の方で参加されてる方っていうのは、そういうものが多いかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>よく聞きくのは、それこそ相続はしたけど全く関知せずみたいな形でほったらかしてあるんだみたいな話も聞くんですね。そういう場合はどうなるんですか。</p>
<p>治山課長</p>	<p>そうですね、一番今悩ましいのが、結局そういう方が自分のその森林の境界が分からないとか、そういうことで中々対象を一体的に整備しようと思っても境界が分からないということで、整備ができないという様なそういった課題とかも抱えているところでございまして。そういったものをしっかり境界を明確化させるといったこともあわせて進めている部分でございまして、最近はそのような新しい航空レーザーとか新しい技術を使いながら、現地へ行かなくても大体そのところが境界にですよね、みたいなことをご理解いただく様なそういったやり方とかをしながら、少しでも不在地主の方に森林に興味をもってもらえる様な、森林整備に参加していただく様な取組みは進めていきたいと思っております。</p>

議長	<p>はい、よろしいでしょうか。それでは資料 No. 3 をずっとめくって行って、右下にページ数がありますけども。今7とか8とかっていうページ数が打ってあるこの辺りのイメージ図辺りまでのところで質問、ご意見はありませんでしょうか。はい、この辺りイメージがわかりやすくまとめていただいたので、理解しやすかったのかなと思います。</p> <p>次の 11 ページ、12 ページのところの指針を含めて、特に変更の部分で、今回、複層林ですね、複層林っていう言葉が出てきますけど。前回も現地を見学していただいた時もだいぶ複層林の話も出たんですけども。この辺りの説明していただいたところについてのご意見・ご質問等お願いしたいと思います。</p> <p>ページでいけばずっと 20 ページぐらいまでですかね。この辺りの、11 ページから 20 ページの説明いただいたところのご質問がありましたらお願いしたいと思います。</p> <p>はい、委員。</p>
委員	<p>資料 No. 3 でいくと 14 ページのところなんですけれども。複層林施業ですとか、更新を考えるべき重要な更新樹種の表についてなんですけども、この委員会でも度々話題になっていると思うんですけども、今回、出現頻度別に整理をしたというのは凄くいいアイデアだと思いますし、おそらく市町村担当者も、出現頻度の高いところ見ればいいんだろうということで、凄く使いやすくなったのではないかと思うんですけども。</p> <p>確認なんですけれども、高い、中位、低いは全部含めて、これらの樹種は、過去に実施した森林資源モニタリング調査の結果、新潟県で出現した樹種、だったという様に理解していいのかというのが1つと。もう1つは、高、中、低というのは、出現頻度別にまとめたという様に書いてあるんですが、もう少し具体的などという出現頻度でどのぐらいが高くて中位なのかという辺り分かりましたら、ご教示願いたいんですけども。</p>
事務局	<p>事務局からお答えします。まず、1つ目のご質問の樹種は新潟県にある樹種かということなんですけれども、すべて新潟県で出現した樹種を記載しております。</p>
委員	<p>すいません、その根拠というかモニタリング調査の結果、出現</p>

	樹種であったという理解でよろしいですか。
事務局	<p>実際に調査した結果、ありましたという樹種になります。</p> <p>もう1つ出現頻度は、高中低と少し抽象的な書き方になっておりまして。具体的には、高というのは出現率が10%以上、中が1%から10%未満、低は1%未満ということになってございます。それを高中低として表現しております。</p>
委員	はい。出現頻度はモニタリング調査の結果からの出現頻度っていう理解ですね。
事務局	はい、モニタリングの調査の結果です。
委員	はい、ありがとうございました。
議長	今の話で、資料No. 2の24ページが全体の表になりますよね。
事務局	実際の計画書の24ページの左下、少し字が細かいんですけども。これまでの109の樹種を落葉広葉樹、常緑広葉樹、針葉樹別に出現頻度が高い順に整理し直したということになっております。
議長	なんていうか、2列に分かれてるので、この行の倍ぐらいは実際あるということですよ。
事務局	そうです。落葉広葉樹が多かったので、2列になっております。
議長	<p>はい、これだけでもかなりの数にはなるかと。</p> <p>少し気になったんですけど、針葉樹のところヒノキが出現頻度中とかになってるんですけども、大丈夫でしょうかね。</p>
事務局	リアルな結果ではあるんですけども、はい。
議長	<p>はい、わかりました。はい、他に今の範囲のところで何かご質問ご意見ありますでしょうか。</p> <p>じゃあ、私からよろしいでしょうか。実際にこの人工林、それ</p>

	<p>から天然林を複層林に誘導していくというようなことに多分なってくると思うんですけども。このお示しいただいた 11 ページのグラフを見ると、現況と計画期末の面積を見ていくと育成複層林を結局 2,000ha 位増やすということになりますよね。</p>
事務局	はい。
議長	<p>その 2,000ha 増やすのは左の紫のところの育成単層林から 900ha といつか 1,000ha 近く、右側の黄色の天然生林から 1,000ha ということで、両方から育成複層林に誘導していくという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	はい、その通りです。
議長	<p>そうですね。はい、それで具体的なやり方について 18 ページ辺りからですかね。こんなふうやっていくんだよということで、スギ人工林であれば 1,000ha 分をこういう形で誘導していくんだよという説明がされたんだと思います。</p> <p>それで資料 No. 4 のさっきの質問の 2 番にあったんですけども、実際の民有林の補助事業の一環としてこの複層林をやっぺこうとすると、具体的なイメージといいますか、現場でどんな風に、こういう風に誘導していくってことを指導されるのか、説明されるのか。その辺りは県として何かイメージとかって持ってらっしゃいますか。</p>
治山課長	<p>どうもありがとうございます。実際の育成複層林の整備に当たってなんですけども、私どもの治山事業の中ではですね、今回の記載事項というのが治山事業をやる際の育成複層林の整備の手法を集めたものから今回転記したような形になっておまして。治山事業の整備方針に当たっては、大学の専門の方々から色々ご意見を伺いながら作成したというものでございまして。それを市町村の方にも参考にしていただきたく今回具体的な照度とか Ry とかそういったものを記載させていただいたところでございます。</p> <p>実際、民有林でやるってことなんですけども、本体の 36 ページに書いてあるかと思うんですけども。現在の各市町村さんで</p>

	<p>森林経営管理制度を進めていらっしゃるしまして、森林所有者の方がですね自分の林を市町村さんをお願いしたいなといったことが出てきております。そういった場合、林業経営が可能な林については、市町村が林業事業体にお任せしてしっかり育成単層林として整備をしていくんですけども。</p> <p>逆に、今回その育成複層林にするような林業経営がなかなか難しい、あんまり条件良くないところについては、市町村が自らですね、森林環境譲与税とかを使いながら整備を行うことになっていくと思います。この場合ですね、やっぱり市町村さんが実際に今度発注するという様な形になりますので、そういったことにも少し役立てていただきたいという部分もありまして、今回こういった部分も非常に充実をさせたという、そういう意図でございまして、そういったものがしっかり、森林組合さん等に伝わって将来的には市町村じゃない方が整備する場合にも波及していけばいいかなという様に考えたところです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。具体的に、例えば更新樹種の先ほどの頻度の高いところから、樹種例の一覧表が載ってるんですけども、市町村職員でこれがわかる人っていらっしゃるんですかね。</p>
治山課長	<p>私たち林業職員を含めて樹種がちゃんとわかってるかどうかというのは非常に難しいところでございます。やっぱり市町村の職員の方もやっぱり数年ごとで全然違うところからいらっしゃるということで、中々名前だけ出しても、出現頻度に今回少し改定しましたが、ここだけをまずはちょっと覚えてね、みたいなところでそういうイメージでまとめさせていただいた部分ですけども。ただ、具体的に本当にどんな木か分からないところもありますので、そういったものは今後、具体的に写真を示すなり研修を入れるなり、そういうところでしっかり更新完了をですね、そういった事務手続きを市町村の方でもできるような形にしていきたいなという様に考えております。</p>
議長	<p>はい。ぜひ、そういうシステムをこれから構築していただいて、実質化できるような形でこれを進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>

<p>委員</p>	<p>議長が言われているイメージというか、私も似たようなことを少しお聞きしたかったんだけど。天然更新とか複層林と言われる、その言葉で言われていることは大いにそういう方向を目指していくべきだろう。いろんなこれからの森をつくっていく経費とかいろんなものを考えていく意味でも、複層林ないし多様な樹種が森を全体を覆っているような仕組みづくりというのを考えていくべきだとわかるし。それがあまり経費をかけずに上手くいくとすれば凄くいいことなんだけど。現実それをどういう風にやればそういう林になっていくのかは、中々難しいというか。私ら森林組合で考えてもこうやればこういう林になっていくというんだらうなというのは、中々。もう既に混交林になっているような山は、ちょっと離れたところから見れば、上から或いは少し小高いところから見れば、そういう林はこういうことを意味するのかもしれないことはあるんだけど。実際に単層の針葉樹林を伐って、広葉樹との複層林なり多様な樹種の山にしていこうというようなことは現実それが上手くいくのかなと、すごく難しい気がして。</p> <p>例えば、これは、複層林の天然更新というのが制度として色々考えられてきたところからもうだいぶ経ってる。その初めの頃にやって、天然更新と名乗ってやった山がすごく上手くいっている事例みたいなものを、写真を是非見たいものだなと。中々その本当にイメージできないというか。これが、森林整備の施業によってこういう山が作られ、新たにこういう林相ができていくんだ、育てていくんですよみたいなことが、育てていく者が見えないと中々分からない。私らも組合で計画をしようなどと言ってもそんな発想を持てる者がいないというか、少ないんじゃないかなと思う。そういう事例の紹介の方法とか、皆さんいろんなところで勉強していて分かるものですか。</p>
<p>治山課長</p>	<p>ありがとうございます。育成複層林の造成については、治山事業の方で何十年も前から取り組んでいる部分もございまして。中々やっぱり森林組合さんは基本は経済林を作るってことで、そういったものはないですけど。治山事業では結構何十年前から取り組んでおりまして、そういった不成績造林地とか雪害地とか、そういったところでも施業を色々やってるものですから、ちよっ</p>

	<p>といい写真がすぐ出てくるかどうかはわからないんですけども、そういったものも実際にどういうイメージかというものを示しながら進めていきたいという様に思っておりますので、そこら辺を少し検討していきたいと思います。</p>
議長	<p>同じ内容でよろしいですか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>すいません、資料 No. 4 の 1 から 4 は私が全部書いたものです。独り占めして申し訳なかったんですけど、あわせて考え方とか確認したいと思います。</p> <p>まず、今言った複層林施業につきましては、ここに書いてある様にですね、やはり治山技術者向けに書かれたものだったりするので、すごく難しい内容なのかなと思います。なので、これはこれでちゃんと書かれていると思うんですけども、一般の人に分かるような内容にした方が、さらによろしくなるんじゃないかなというふうに考えます。</p> <p>あわせてですね、その前のことがちょっとまだ触れてなかったんですけど、苗木の選定については、無花粉とか花粉の少ないものを選んでいこうねという。これは先ほどの回答のように造林する者が選んでいこうよということだという様に書いてあるんでそうなのかなと思うんですけど。折角、新潟県は一生懸命こういった開発等を進めてるところなんで、新潟県としてももし書けるところがあれば書いておいたほうがいいのかなという、そういう私の意見でした。すいません。もしそういうことを新潟県で努力してるんだよっていうのがあれば、こんなの進めていますので皆さん使いましょうねという風になると、もっと取っ付きやすくなるんじゃないかなという様に考えます。</p> <p>3 番については、まさしく自分たちのことに関連しているようなことなんですけれど。はみ出るかもしれないんですが、今、委員からもおっしゃられたように、県民にいろんなことを私共やっているよということについて、その知らせる媒体として、外部とフォーラムの実施をしたり、私共はセミナーとかもやったりしているんですけど、そういったものが活用できると思いますんで、私共も一緒にやりたいと思いますので、県民の方にこういう技術とかこういう新しい活動をやってるよなんていうのがあれば協力させてくださいというお願いです。以上でした。</p>

<p>議長</p>	<p>先ほどの育成複層林の事例の話なんですけれども、私は拡大造林されたところの人工林が手入れがあんまりいってなくて結果的に複層林というか混交林になっているような林が新潟県にはもの凄く多いと思います。ただし、それは育成されてなったわけではなくて、結果的にそうなった林だと思うんですけれども。ですから、何か場合によってはそういう林をどう育成していくのかってということの方が、現実的なのかなっていう様に感じてまして。すごい綺麗な一斉の人工林を間伐してそこに広葉樹が入ってくるとなるとかなり難しいと思います。その辺りの整理を一度された方がいいのかなという様に思いますけれども。委員、どうですかね。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、まさに私も議長と全く同じ考えなんですけれども。私が、おそらく議長も一緒だと思ったんですけれども。要は育成複層林の話と、針広混交林の話がごっちゃになっている、もしくはその造成と言った時に、要はどの段階で針広混交林化もしくは複層林化に持っていくのかでだいぶ話が違って。私ももう既に成林をした立派なスギの林を間伐なり、択伐なりして針広混交林化する、複層林化するというのは結構難しい話だと思うんですね。ただし、例えば、資料No. 3の18のところ、豪雪地帯とか日本海側っていう括弧書きで、やっぱり多雪地帯の特性をしっかりと把握されてるのは私、すごくいいなと思ったんですけれども。議長のお話にもあったように、私も新潟県には壮齢の綺麗な針広混交林、それもブナですとか、ホオノキだとか、ハリギリだとかいわゆる有用の高木性広葉樹が混交している林が非常に多いという風に思っていて。要はそういった林がおそらく森林簿上はもしかするとスギ林になっていたりするので、それを何か針広混交林の方に組み込めば、結構数値的には稼げるのではないかなというのが1点と。もう1つは、そういった林はいつできたかという、以前豪雪地帯の森林研究機関で調べた結果ですね、要は除伐の時に、積極的に広葉樹を残すということが重要で。成林といいますか壮齢林になってからの話ではなくて、28ページのところに若齢段階とか成熟段階という言葉があるんですけれども。それで言うと成熟段階で混交させるのはとても困難で、いわゆる若齢、いわゆる森林施業でいうと除伐をする時に目的樹種のスギだけでは</p>

	<p>なくて広葉樹、その頃にはまだ結構広葉樹が下刈の後も萌芽等で混交していますので、そういったものをしっかり残していく。新潟県ではちょっとスギが痛めつけられたということもあって、おそらく森林組合の作業班の方なんかはもう、スギを残しておくより広葉樹を残した方がいいんだろうというようなご判断で、そういった広葉樹を積極的に残していた。除伐の段階の時にそういった目で森を見ていたというのが、現在の綺麗な針広混交林が沢山ある理由だということが分かっていますので、そういったものは少し文言化して残しておく作業班の方も非常に作業がやりやすいのではないかなという様に思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 そういう方向で、ちょっと中身に関して一度検討して見ていただければいいなと思います。いかがでしょうか。</p>
治山課長	<p>はい、ありがとうございました。 今程のアドバイスを参考に針広混交林の編入も含めてちょっと色々検討したいと思います。ありがとうございます。</p>
議長	<p>はい、よろしくお願ひします。 では次に移ってですね、下越計画区のところの計画量、あるいは森林区域の増減ですかね。その辺りについてご質問からお願いしたいと思います。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>資料 No. 4 の最後のところで、下越及びその他の計画区の森林区域の増という話でちょっと質問させていただきました。正しく回答にあるとおりだと思うんですけど、実際、この増えたところは森林になったところ、調べたらなっていたよなっていうところだということだと思うんですが、実際は前は何だったのでしょうか。想定はできないと思いますが、そういったものがこういうことによって森林になったんだよなんていうものがもし分かれば教えていただきたいということ。 あわせて、先ほどこれになるメリットというか、森林区域に含まれることというのは補助制度とか経営管理制度の中に繰り入れることができるような区域が広がったということもあると思うんですが。一方、森林区域になるっていうことは、行政ので</p>

	<p>すね規制等も加わるということもありますので、例えば林地開発や伐採届については、俺そんなつもりでここほったらかした分けじゃないんだということで、この伐採届が適切に出されるようにとか、それから林地開発も適当に行われるような指導等が必要になってくると思いますので、その内容等についても、ここに書くことはないんですが、周知等お願いしたいという様に考えております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>前歴がどういうところがあったか、どういうところが森林に組込まれたのかというところ。</p> <p>いくつか例で、こんな例がありましたということで構いませんので。</p>
事務局	<p>元々は水田だったというところに田んぼを作るのを止めて植えたという所もあると思います。面積がいっぱいですが全てを把握はできていないですけど。何となく田んぼの跡地の形が何か分かるようなところが、特に上越市なんか今回追加したところがあるんですけど。そういうところもたくさん見られたと思います。</p> <p>あとですね、今回森林の区域を大々的に追加したということもありますし、オープンデータ化を進めていかなければいけないと思いますので、どの地域が森林かというのは県のホームページで分かるように載せて皆さんにお知らせしていきたいと思っております。</p>
委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それで、地域森林計画に組込まれた場合のメリットみたいな話はどうですか。</p>
事務局	<p>今回、森林と田んぼの跡地もあるんですけども、人が住んでいるところ、田んぼ跡地と森林との間の場所。例えば、佐渡ですと竹林ですとか、あとは集落周辺の場所というのが今回森林に追加されました。それがこの地域森林計画の対象の森林になりますと林野庁ですとか国の補助事業の対象になりますので、そうすると今まで自分たちだけで手弁当で森林整備されてきたというところが補助金の申請をすれば補助の対象になりますし、森林整備を</p>

議長	<p>すれば二酸化炭素の吸収源として効果が発揮されますので、そういうところがメリットになります。</p> <p>はい、ありがとうございました。5条森林でいいですかね、いわゆる。5条森林という位置付けになるんだと思います。</p>
委員	<p>今のお話お聞きして、多分追加されたところは水田という話で耕作放棄地が非常に多いかと思います。上越市という話も聞いて、多分地すべりだったとか、農地ができなくなったところ。実際調査したのが数十年前ですので、その後耕作放棄地が森林化してきたという経緯があったかと思います。勝手な想像ですけども。その場合なんですけども、今回の答えになってる現況は森林であることをもってということで、現況主義ということで森林計画に追加したんでしょうけども。元々農地だったということで農地法とか色々あるかと思うんですけども。それはちょっと置いといても。やはりその農地が今現況として荒れて、やはり鳥獣被害があるだとか、やっぱ景観が悪くなるとか、そういうことも出てくると思いますので、やはり地元の状況とかも確認された上で森林に入れる時は入れていただければと思います。単純に森林化されたから森林簿に入れるのではなくて、いろんな制限もありますので、その辺確認されてから入れた方がいいかなとちょっと思ったところですよ。</p>
治山課長	<p>はい、ありがとうございます。今回の森林の追加についても、当然他法令との調整とかそういったものもやっていますし、市町村には追加する箇所について事前に確認した上で追加していいよって部分について追加をさせていただいたところがございますので、今後もしっかりそういった鳥獣被害とかですね、そういったものが森林整備とかもできるようになりますので活用していただければという様に思っています。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>下越森林計画区の実行量のところ。資料 No. 3 の 28 ページとか 29、30 とかこの辺り、31 までですかね、この辺りでご質問ありませんでしょうか。はい、どうぞ。</p>

委員	<p>質問なんですけど、資料 No. 3 の 30 ページのところの人工造林ですね。これの数字が非常になんか低いんですが、これは何か理由があるのでしょうか。</p>
治山課長	<p>ありがとうございます。実際に 29 ページの上のグラフをご覧になってわかるように主伐は増えております。確かに下越森林計画区では主伐の量は前々計画に比べて前計画が増えておるところなんですけども。一方、主伐した後に要は再造林といいますか、ちゃんと木を植えているか植えていないかっていうところで、残念ながら下越森林計画区においてもこれまでは、中々再造林をしていただけてなかったのかなということがこういった数字に出ているところでございます。</p> <p>ただ一方です、やはり国も県もその主伐再造林ということで、ちゃんとスギが育つところについてはしっかり植えていきましょうよといったそういった取組みも一生懸命進めているところでございますし。そういった再造林に関する優遇制度とか補助金みたいなものを拡充しているところでございますので、私共としてもやはりこの人工造林の面積を今後どうしても増やしていきたいという様なことを考えて今いろんな取組みを行っているところでございます。</p>
委員	<p>今のところですが、伐採したその後に造林しない植えないということは、やはり植えるメリットがないってということで、今おっしゃったような補助金とかそういう面で支援していくって方向なんですか。</p>
治山課長	<p>そうですね、実際に森林所有者の方が実際また植えてそれをまた育てるとというのが、また 50 年 60 年かかるということで。ちょっと次の代までは引き継げないよなみたいな話とか。やはり実際にまた植えて伐る時に本当に林業として成り立つのか、採算が合うのかといった部分でご心配をされている所有者の方が多くて、今まで中々そういった再造林が進んでいなかったところがございましたので、そういった課題やご心配ごととかですね、そういった課題に対して補助金とかですね。後は色々新しい制度とか森林経営管理制度とかそういったものもございまして、そういったものを進めながらどうかこの再造林でまたちゃ</p>

	<p>んとスギを植えていかないと、今度は50年60年後に使いたいと思ってもその木がなくなってしまうということになってしまいますので。いろんなところにグラフがあると思いますけども、今の新潟県の森林の構成が今もう60年70年生でそれを伐ったらもう次は次世代が全然育っていないっていう悩みがございますので、それをしっかり植えていってどうにか平準化していくっていうのが一番大事な部分なのかなと思ってます。</p>
委員	<p>今の対応というか対策として、企業さんがよく何とかの森とかって言って一般のユーザーの方にその木を植えていただくという取組みをされているところもあるんですが、本当に個人のその所有者さんに負担を負わせるのは、もう本当に高齢化ですし、そういうふうに先ほども言ったように相続しても放棄しているような状態の山林があるのであれば、その辺はちょっと手続きとか難しいかもしれないんですが、そういう何らかの形でユーザーというか商社をそういう活動に、植林とかの活動に参加させるような取組みができたらいいなとちょっと消費者の立場では思います。</p>
治山課長	<p>非常に心強いアドバイスありがとうございます。本当にやはり森づくりは、その森林の恵みというのが日本国民全員に行き渡っているものなので。それを所有者だけの人に全部負わせるのかっていうところ、そういった視点もあると思いますので、そういった部分を含めて森づくり活動とか、そういったものへの参画とか、その森林が上手く次の代とか別の所有者さんがしっかりやっていただけるような、そういったものとかも充実させていかなきゃいけないなという様には考えております。ぜひよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>今の委員の質問と同じような感じなんですけども、市町村によっては先程ちょっと話が出たんですけど、森林環境譲与税を活用して、山主さんに主伐や再造林を安価に呼びかけているところがありますよね。津南町のさんさん事業なんかそうなんですけど。それを県全体に市町村の取り込みとして提案とかしていくのは</p>

	<p>難しいんですかね。たまたま津南さんから聞いた話だったんですけど。</p>
治山課長	<p>ありがとうございます。津南のさんさん事業は非常になにか人気が高いらしくて。</p>
委員	<p>やはりお金が貰えると山主さんもやる気になるということ。</p>
治山課長	<p>ただその財源がやはり森林環境譲与税という市町村配布されるものを使ってるということで、その使い道については基本は市町村の裁量で使うということ。</p>
委員	<p>なるほど。</p>
治山課長	<p>ただ、さんさん事業と同じような取組みをされている、そういった里山整備みたいなことをされてる県内の市町村さんが結構多くて。そういった状況については県の方でもいろんな媒体を通じてこんな市町村がこういう取組みされてますといったその森林環境譲与税の使い道、用途を公表することになっていてそれぞれの市町村で公表しているんですけれども、いろんな場を使ってこういったいい取組をやっているよみたいなことがですね、ちゃんとお知らせして、そういった事業が県内広がっていけばいいなと思っております。</p>
委員	<p>やはり、山主さんのところに情報が行きやすいのは地元の森林組合さんだったりしますよね。そこら辺に先程の山の管理の話なども、県からすごくストレートに伝わっていると山主さんも動きやすいのかなと思いました。</p>
治山課長	<p>ありがとうございます。私共、一生懸命に広報活動を頑張りたいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>私、去年この会議に欠席をしたのか寝てたのか分かんないですが、劇的にこの数字が変わったのが、こうだったんだなあと今改</p>

めて、そして事前に資料を送って貰ったにもかかわらず、本文もほとんど目を通していなくて全く申し訳なかったんですが。

これあれですよ、主伐、間伐の計画のたて方とか、何かこれまでやってきたことと、本当にこれほど劇的に数字を変えてこの5年間の数字に当てはめた。これ国の計画に沿ってそれぞれの森林面積に割り返して、それぞれの地域に割り振ったという数字でこうなっているんだという様に私なりの認識でいるんですけど。これ主伐がこれだけの面積にして、現実にはその半分ちょっとしか実行量がなかった。間伐は、これだけ大きく出材を減らしているのに、それよりももっとずっと材が出てきているというような状況というのは、これまでやってきた国の政策、そして県の林業政策、地域の林業のやり方で考えていくと、これ程の主伐の面積をやろうという状況にはまだなっていなかった、いないということ。逆に間伐はもうそろそろ終わりだよねっていう発想でこれだけ減らしていく考え方に対して、地域ではまだまだ間伐をやらなければ駄目だ、間伐でなければ成り立たない山が、森林整備ができない山がまだまだいっぱい残っているという実情でこの数字になっているのかなという気がします。

これ特に下越でこれだけだと林業に対する意識が新潟県の中では一番高い下越でさえこのぐらいの数字になっているということは、他の地域はもっと極端な数字になっているんじゃないかなという気がします。先ほど再生林の話をしていただきましたけど、再生林はとっても今もうこの木材の値段だと木を新たに植えるなどという発想の人は、林業の意識の高い下越でさえ、この数字が精一杯という状況から考えると非常に難しい状況があるのかなという様に思います。そして、これまでは特に主伐に対する補助事業というのが無かった中で、精一杯もう頑張ってこの数字を目指しなさいよって言われて、下越の皆さんさすがにそれでも頑張ってここまで数字出してる。でも、やっぱり工夫をしないと森林整備の事業そのものが成り立たないという中では、やっぱり間伐の手法で補助金をもらって事業を実施していかないとできないという中でこれまでの数字。これからは、今年から主伐に対しても補助事業ができるようになって、新潟県ではかなりの面積をこれからは取り上げていこうということで、その対象となる面積もかなりの部分を作り出してもらってあるという認識はしているんですけど。その辺も考えても今度の計画量としてどうなん

	<p>だろかなあというか、目標面積は前回掲げた数字はもう下ろしませんよと。これはもう、もっと大きなところの数字から割り返した数字なので、この目標だけをやってもらいますよ。できればもうそろそろ間伐はもう程々にしてくださいねっていうことで、こういう数字の割り当てになってるのかなと思いますけど。どうなんだろうかね今、これを掲げても、主伐はここまではいかないし、間伐は逆にこの数字よりもまだ間伐でやりたいという面積はもうちょっと出てきてしまうんじゃないかなという様なちょっと懸念を持つんですけど、その辺はどうですか。</p> <p>ありがとうございます。本当にこの数年間の国の林業を取り巻く状況というのは何十年ぶりの林政の大転換という状況。要は間伐間伐って言ってたやつを主伐に一気に転換してるっていうところがあって、やはり委員おっしゃるように現場として、どれだけついていけるんだっていうところは確かにあって、そこら辺で中々厳しいんだろっていう声もいただいとこは確かでございます。</p> <p>ただ、今日もお話しましたように森林計画というのはあくまでもそういった理想論というわけじゃないんですけども、こういう方向、トレンドに持って行きたいよという、そういった部分というところが多くて。実際の主伐の材積とか間伐とかについては、また、別にそういった県の計画とか、そういったものでしっかり管理をしていくということなので。やはり今現状で乖離してるっていうところはまだ現実あるんですが、大きなトレンドとして主伐を増やしていった間伐は多少相対的に減っていく。</p> <p>ただ、やはり新潟県ってやはり全国に比べて、スギを植えた時期が遅かったということで、まだ間伐しなきゃいけない木ってのも当然ありますので、それはやらないとでいいよという話じゃないので、それはしっかりやっぱりやっていただくという部分かと思えますけども。森林計画上は大きいトレンドとして見ていただくというのでご勘弁いただきたいのかなという形でございます。</p>
<p>治山課長</p>	
	<p>はい、ありがとうございます。この29ページ30ページのグラフはかなり課題を示しているんじゃないかなという様に思います。今お話があった間伐に関して増えてるっていうことが1つですよね。私はその下の人工造林、実際の主伐面積は示されてい</p>
<p>議長</p>	

	<p>ないんですけれども。主伐面積に対する人工造林とか天然更新の割合っていうのも多分かなり低いんじゃないかなと心配してるんですけども。森林計画全般を考えた時に、伐採されたところを今後どうしていくのかっていうことをやはり考えていかなきゃいけないんですよ。</p> <p>ただ、先ほどからも話出てますけれども、森林所有者の方がかといって将来の見通しもないのに植えろと言われても困るよっていう意見も当然出てきますよね。この辺り県の、その全体の、例えば建築材として将来どれぐらい必要になってくるからこれぐらいの森林、人工林は必ず造っていきたいよねとかですね、そういった考え方をもう一度整理しておいた方がいいのかなっていう気がしますよね。</p> <p>その上で、この人工造林の実施の面積というのはやっぱり明らかに少ないとかですね、これは問題だという様な話をしていかないと中々現実感が感じられない様なところも、計画書だけでは分からないので、ちょっとその辺りも今後課題としていただきたいなという様に思います。</p> <p>それではもう1点、最後の中越、上越の計画量のところで33ページですかね。この辺りありませんでしょうか。</p> <p>それでは、一通りご意見いただいたということで、色々ご意見あったんですけども、この計画書に関しては原案通り承認するという事でよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
議長	<p>はい。ありがとうございます。異議がないようですので、知事から諮問を受けました件につきましては原案を承認し答申するということとします。</p> <p>なお、答申文につきましては、議長に一任いただくことよろしいでしょうか。</p>
全委員	異議なし。
議長	<p>ありがとうございます。異議がない様ですので議長一任とさせていただきます。</p> <p>次に議事（2）報告事項として、部会会議の報告に移ります。</p>

	<p>昨年の森林審議会以降、林地保全部会の会が1回開催されております。新潟県審議会運営規則第7条第4項の規定により、部会で決議した事項については次の審議会で報告することになっておりますので、まずは林地保全部会について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは部会報告ということで、本日林地保全部会の部会長が欠席のため事務局から報告させていただきます。 (資料No. 5により説明)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質問等はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>お疲れ様でした。多分部会の人じゃないと、どういったものがこれに上がるとか内容がわからないんじゃないかと思うんでちょっとそこら辺の説明をこの審議会で盛る内容というのはどういふ何か説明していただければと思います。</p>
事務局	<p>そうですね。分かり易く言うと、本来でありますと林地開発ということになりますと5条森林で開発を行う場合、1haを超えた面積であると許可の対象となるんですけれども。新潟県においてはそれが10haを超えた場合は、森林審議会で諮問答申を行ってその後許可を出すという形のものになっておりますので、それを3ヶ月に1度とか4ヶ月に1度開催するということになっておりまして、それが前回の森林審議会から今回の森林審議会の間に1回審議会が開催されたというものになります。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>はい、他にありませんでしょうか。はい。</p>
委員	<p>いったいこれはソーラー発電か風車か。</p>
事務局	<p>これは土取り場っていうんですかね。土砂を採取するところになります。</p>

委員	まるっきりそのものか。
事務局	はい、そうですね。
委員	山から土を採る許可ですかね。
事務局	はい。山から土を採った後は、緑化だとか植林を行うところは植林を行うということで、森林から除外しないで森林のまま残すというものに最終的にはなっています。
議長	はい、他によろしいでしょうか。はい、ないようですので、報告事項を終了します。 以上を持ちまして本日の審議会の日程は終了いたしました。進行にご協力いただきありがとうございますございました。それでは事務局にお返しします。
事務局	会長ありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたりご審議いただきまして大変ありがとうございました。 以上をもちまして、新潟県森林審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

【午後 3 時 30 分終了】